

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月14日
【会社名】	株式会社スカラ
【英訳名】	Scala, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榑野 憲克
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03-6418-3960
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木下 朝太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03-6418-3960
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木下 朝太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,649,136円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 262,832,136円
	(注) 1. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	3,379個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,649,136円
発行価格	新株予約権1個につき784円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月2日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社スカラ 経営管理本部
払込期日	平成30年3月2日
割当日	平成30年3月2日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

(注) 1. 当社第12回新株予約権(以下「本新株予約権」という)に係る募集は、平成30年2月14日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込方法は、本有価証券届出書効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、337,900株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本欄第(2)項及び第(3)項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額適用日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた金額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 行使価額は、金770円とする。ただし、行使価額は本欄第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日以後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の取得と引き換えに本項第(4)号 に定める時価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の期間の承認を条件としているときには、本号 ないし に関わらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{[\text{調整前行使価額} \quad \text{調整前行使価額}] \times \text{調整前行使価額により} \quad \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合、行使価額の調整は行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金262,832,136円 (注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年3月2日から平成32年3月1日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 (注) 行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人(会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同様とする。)の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社スカラ 経営管理本部 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会によって、本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「本取得日」という。)を決議することができる。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり784円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	<p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合 1株に満たない端数は、切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力の発生時期  
本新株予約権の効力は、行使請求に要する書類が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
  3. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
  4. 株券の不発行  
当社は、行使請求により発行する株式に係る株券を発行しないものとする。
  5. 株式の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株券等の振替に関する法律(平成13年法律第75号及びその関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
  6. その他
    - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
    - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。
    - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社取締役会に一任します。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】  
該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
262,832,136円	2,200,000円	260,632,136円

- (注) 1. 上記調達資金の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用につきましては、弁護士費用、登記費用、新株予約権の公正価値算定費用、調査費用となります。
4. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達資金の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
5. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

### (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行については、株式会社光通信グループ各社のカスタマーサポートコンサルティングを行う当社の子会社となる株式会社レオコネクト(本日付けの適時開示「株式会社レオコネクトの株式取得(子会社化)に関するお知らせ」をご確認ください)の企業価値を向上させることを目的としたものであり、資金調達を主たる目的としておりません。また、本新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込の金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。したがって、差引手取概算額の使途についてはコールセンター関連サービス(カスタマーサポートコンサルティング、キャンペーンシステム開発、SaaS型IVRサービス等)の運転資金に充当する予定としておりますが、具体的な使途については当該行使がなされた時点の状況に応じて決定し、その内容については必要に応じて適時適切に開示致します。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い預金又は金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要

名称	株式会社光通信
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
直近の有価証券報告書等の提出状況	有価証券報告書 第30期事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第31期第1四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日) 平成29年8月14日 関東財務局長に提出 第31期第2四半期(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出 第31期第3四半期(自平成29年10月1日 至平成29年12月31日) 平成30年2月14日 関東財務局長に提出

## (2) 提出者と割当予定先の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

IT業界動向について幅広く情報交換を行っています。

## (3) 割当予定先の選定理由

当社は、企業と個人のコミュニケーションをサポートするITサービスをベースにコールセンター向けのシステム開発、クラウドサービス事業を行っております。コールセンター業界では昨今のIT技術の発展により、AIを駆使したチャットボットサービス、ビッグデータであるVOC（Voice of Customer）データを活用した業務コンサルティングなど多種多様な新たなニーズが強まっております。

当社は、それらを事業成長の機会と捉え、電話の自動音声応答サービスや、オペレータによる有人チャットサービス、チャットボットサービスを始めとしたコールセンター関連サービスを開始して参りました。当社は、これらサービスのさらなる強化が急務であると捉えており、積極的なサービス開発及び顧客開拓に注力していたところ、従来から当社とIT業界動向について、幅広く情報交換を行っていた株式会社光通信の子会社である株式会社レオコネクがカスタマーサポートコンサルティング事業を開始することとなり、同社が事業パートナーを探しているとの話を受けました。当社は、前述の通りコールセンター関連事業の強化に注力していたところ、株式会社レオコネクも同じ目的を有していたと同時に、株式会社レオコネクの有するコールセンター運営の豊富なノウハウと、当社の有するコールセンター関連ITサービスを連携することにより、問合せや困りごとを解決する顧客対応窓口の対応品質を向上し、解約抑止や追加商品の購入につなげる提案をするなど、提案型のインバウンドセンター（ ）へと発展させることができる等、事業シナジーが見込めると判断し、当社は株式会社レオコネクの株式を取得（発行済み株式の66%を取得することにより子会社化し、残りの34%は株式会社光通信が保有）することに致しました。株式会社レオコネクは、光通信グループ各社のコールセンター業務を統括している株式会社光通信のカスタマーオペレーション本部を事業化するために平成29年12月1日に設立された会社であり、これまで長年に渡り光通信グループ各社が有するブランド・商材におけるカスタマーサポート業務を担い、膨大な案件数、業務を経験することで独自のノウハウを蓄積してきました。本新株予約権発行は、光通信グループ各社のコールセンター業務を株式会社レオコネクが受託し、また株式会社レオコネクが光通信グループ各社以外からの業務も受託することで、株式会社レオコネクに今後も更にノウハウが蓄積されることや、株式会社光通信の株式会社レオコネクへの支援意欲および株式会社レオコネクの士気の向上を図ることで株式会社レオコネクの企業価値を向上させることを目的としています。光通信グループとの提携につきましては、本新株予約権発行の他に新株発行の手段も考えられますが、当社が資金調達を目的としていない事実を踏まえ、株式会社光通信との提携関係を協議した結果、株式会社光通信に対して新株予約権を発行することが適切と判断致しました。株式会社レオコネクは、その成り立ちからカスタマーサポートコンサルティングに強みを持つ会社であり、今後の当社の事業拡大において重要な子会社になると判断しております。

（ ） インバウンドセンターとは、お客様からのご連絡による照会や要望などに応える業務であり、お客様情報やFAQ、商品データベース等を参照し、必要に応じて関連部門と連携してスピーディーかつお客様の状況に見合った対応を行うコールセンターを言います。

## (4) 割り当てようとする株式の数

株式会社光通信 337,900株

（注） 割り当てられる新株予約権の目的である株式の数を記載しております。

## (5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本新株予約権及び本新株予約権行使により交付される株式は株式会社レオコネクの継続的な企業価値向上を目的にしていることを説明したうえで、本新株予約権の割当てに賛同いただいていることから、本新株予約権及び本新株予約権行使により交付される株式の保有方針について、中長期的に保有する意向であると判断しております。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものと定めております。

#### (6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、株式会社光通信について、同社の第31期第2四半期報告書(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)に記載の四半期連結貸借対照表における現金及び現金同等物の額(169,546百万円)により、当社への払込みに要する資金については特段問題がなく、本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

#### (7) 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社光通信は、東京証券取引所市場第一部に上場しております。また、当社が東京証券取引所に提出した平成29年12月25日付「コーポレートガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、同社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が同社の経営に関与している事実、同社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、同社及び同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等との交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を要します。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren(住所:東京都港区東麻布一丁目15番6号)に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日現在の市場環境、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(平成30年2月13日の東京証券取引所の終値である770円)、当社株式のボラティリティ(33.74%)、配当利回り(2.60%)、安全資産利子率(-0.15%)、権利行使期間(2年))等を置き算定を実施しています。

当社は、評価モデル上で前提とした各当事者の行動の選択は、実際の各当事者の行動の選択とは同一とならない可能性もあるものの、割当予定先が表明する行使及び保有方針と整合するものであり、その他算定に用いられた手法、前提条件及び仮定等について特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当なものであると判断し、当該算定期間の算定結果を参考に、本新株予約権の発行価額を当該算定期間の算定結果と同額の784円に決定したものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役会においても同意見であることを確認しております。

また、行使価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年2月13日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値770円と同額である1株当たり770円といたしました。

上記行使価額は、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したことに加え、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案した上、本第三者割当増資の割当予定先である株式会社光通信との協議に基づき決定いたしました。なお、平成30年2月14日開催の取締役会に出席した監査役3名全員(うち社外監査役2名)からは、第三者評価機関である株式会社Stewart McLarenにより算定された本新株予約権の発行価額について、実務上一般的に公正妥当と考えられる算定方法で算定され、その算定手法についても特に不合理な点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は特に有利な発行価額に該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式数は337,900株(議決権個数3,379個)であり、当社の平成29年12月31日現在の発行済株式総数16,893,459株(総議決権個数168,916個)に対して2.00%(総議決権に対する割合2.00%)で希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権の発行は、中長期的な当社の企業価値向上及び業績拡大に資するものであり、中長期的には株主の皆様の利益の向上につながるものと判断しております。

したがって、本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権の割 合
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	843,300	4.99%	843,300	4.89%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	701,500	4.15%	701,500	4.07%
株式会社クエスト	東京都港区芝浦1丁目12-3号	600,000	3.55%	600,000	3.48%
株式会社インフォメーションク リエーティブ	東京都品川区南大井6丁目22-7	500,000	2.96%	500,000	2.90%
島津 英樹	東京都世田谷区	452,000	2.68%	452,000	2.62%
田村 健三	東京都世田谷区	452,000	2.68%	452,000	2.62%
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	385,200	2.28%	385,200	2.24%
ばんせい証券株式会社	東京都中央区新川1丁目21-2	342,500	2.03%	342,500	1.99%
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4番 10号	-	-	337,900	1.96%
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	261,200	1.55%	261,200	1.52%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 平成29年12月31日の発行済株式総数は16,893,459株、発行済株式に係る議決権の総数は168,916個であります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日現在の発行済株式に係る議決権の総数(168,916個)に株式会社光通信に割当てる本新株予約権の目的となる株式の数337,900株(議決権数3,379個)を加えた議決権数172,295個を基準に算定しております。

4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第31期（自28年7月1日 至29年6月30日）平成29年9月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第32期第1四半期（自29年7月1日 至29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出

事業年度 第32期第2四半期（自29年10月1日 至29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月14日）までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成29年9月26日に、関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第31期事業年度）及び四半期報告書（第32期第1四半期及び第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年2月14日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社スカラ

（東京都渋谷区広尾一丁目1番39号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。